

～清浄なる槻川を

後世に継承するために～

東 秩 父 村
合併処理浄化槽設置管理事業
経 営 戦 略

計画期間 2021～2030 年度

令和 8 年 3 月 東秩父村建設課

目 次

第1章 経営戦略策定の背景と趣旨	1
1 策定の背景と趣旨	1
2 経営戦略の基本的な考え方	2
3 計画期間	3
4 計画の位置づけ	3
5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	3
第2章 東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業の現状	4
1 事業の現状	4
2 民間活力の活用	7
3 経営状況の分析	8
4 全体総括	15
第3章 将来の事業環境	16
1 人口の予測	16
2 浄化槽設置基数の予測	17
3 使用料収入の見通し	17
4 施設の見通し	18
5 組織の見通し	19
第4章 経営の基本方針	20
1 生活排水処理基本計画の推進	20
2 合併処理浄化槽の整備	20
3 浄化槽の維持管理	20
4 将来に向けた収入の確保	20
第5章 今後の投資計画と経営戦略	21
1 収支計画の策定にあたって	21
2 人口推計	22
3 計画の前提条件	23
4 投資・財政計画（収支計画）	24
5 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明	31

第1章 経営戦略策定の背景と趣旨

1 策定の背景と趣旨

東秩父村の合併処理浄化槽設置管理事業は、平成 15（2003）年度から合併処理浄化槽の供用を開始しました。現在村内で 370 基の浄化槽を設置（令和 6 年度末実績）し、359 基が使用されています。

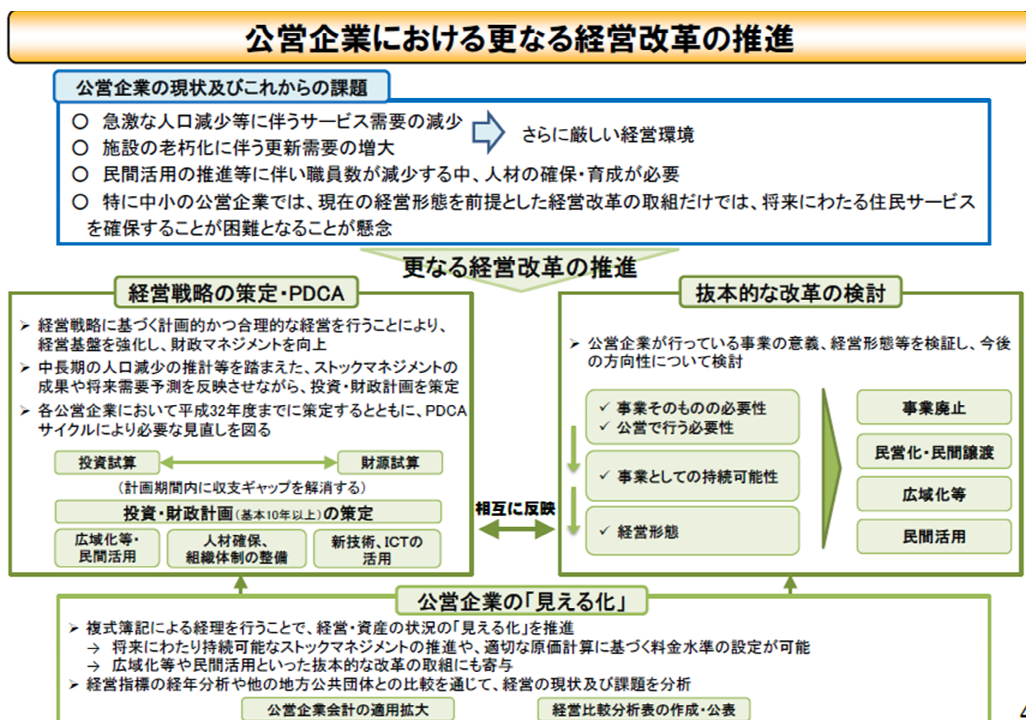
当村には公共下水道がなく、浄化槽にて下水処理を行っており、地域住民の暮らしを支える重要な役割を担っています。

現在、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあるなか、人口減少に伴う収入減が見込まれるなど、地方公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しています。

そのため、当村でも本事業において令和 4 年度から地方公営企業法を一部（財務）適用し、資産や経営状況の把握に努め、令和 9 年度から使用料を改定する計画です。

こうした状況下で、地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、各企業の実情に対応した中長期的な視野に立った経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、それに基づき施設、財務、組織、人材等の経営基盤を強化することが必要です。

■ 経営戦略と今後の経営改革のイメージ

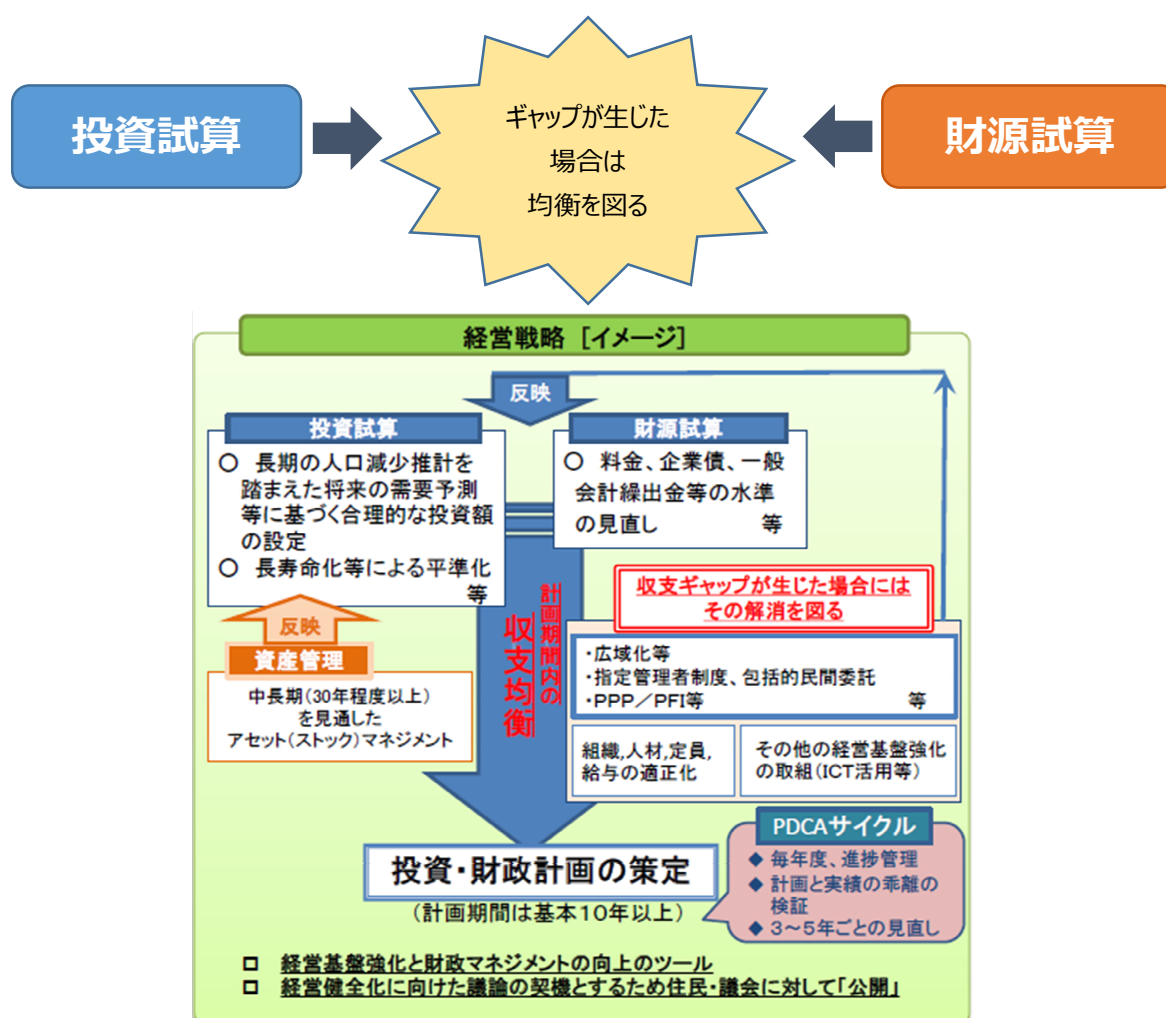


（総務省：公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会資料より抜粋）

2 経営戦略の基本的な考え方

これらの背景を踏まえ、公営企業については、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成 26 年 8 月 29 日付総務省自治財政局公営企業三課室長通知。以下「留意事項通知」という。）において、将来にわたって安定的に事業を継続していくための、中長期的な基本計画である「経営戦略」の策定を地方公共団体に要請しています。

経営戦略を策定する目的は、事業の継続性の確保であり、下水道施設・設備の投資見通しである「投資試算」と支出の財源見通しである「財源試算」を均衡させた「投資・財政計画（収支計画）」が経営戦略の内容の中心となります。これに沿って、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組んでいきます。



※（総務省：公営企業の経営改革推進に向けた重点施策に関する説明会資料より抜粋）

3 計画期間

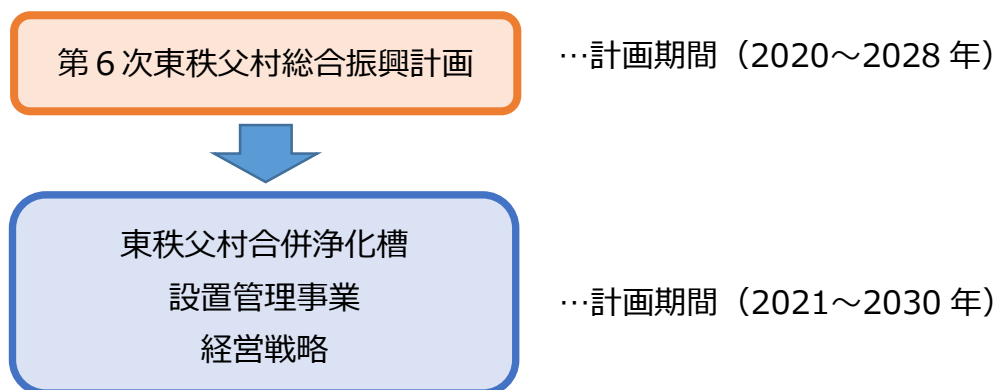
令和 3（2021）年度から令和 12（2030）年度までの 10 年間とします。

今回は令和 2（2020）年度に策定した経営戦略の改定となります。

4 計画の位置づけ

東秩父村の基本計画である「第 6 次東秩父村総合振興計画」において、合併処理浄化槽設置管理事業についての基本方針が盛り込まれています。

経営戦略は、この上位計画の施策目標を実現させるための経営の基本計画であり、この「経営戦略」に沿って、毎年度の予算編成や実施計画を策定することとします。



5 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度、進捗管理（モニタリング）を行い、最低でも 3 年～5 年毎に見直し（ローリング）を行うことにより、PDCA サイクル¹を効果的に回して、本戦略の事後検証、更新を行っていきます。

また、当村の合併処理浄化槽設置管理事業は地方公営企業法を適用し企業会計方式へ移行していくため、公営企業としての営業効率を検討し、老朽化した施設の将来投資額を把握していきます。

¹ PDCA サイクル…継続的改善手法。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2章 東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業の現状

1 事業の現状

(1) 供用開始年度

- ・合併処理浄化槽設置管理事業：平成 15（2003）年度（令和 6 年度末現在供用開始後 21 年経過）

(2) 地方公営企業法（全部適用・一部適用）非適用の区分

- ・法適用（一部適用）
- ・令和 4（2022）年度より一部適用で移行済み

(3) 処理区域内人口密度

- ・27.01 人/k m²

(4) 流域下水道等への接続の有無

- ・浄化槽のため無し

(5) 処理分区数

- ・浄化槽のため設定なし。令和 6 年度末で 370 基設置

(6) 処理場数

- ・なし

(7) 広域化・共同化・最適化実施状況

- ・現在具体的な項目はなし

(8) 使用料

当村の浄化槽使用料体系については、設置する浄化槽は村から支給されます。設置後に村が保守点検・清掃事業者と委託契約を締結することで、維持管理を行い、使用者からは2か月に一度（偶数月）使用料として徴収しています。なお、令和 8 年 4 月から清掃料を定額化し、毎月払いに改定します。さらに、令和 9 年 4 月から使用料の改定を実施します。改定内容は、個人 10%、村管理公共施設 30%、その他 20%の値上げ改定になります。

■当村の浄化槽維持管理費用(令和元年 10 月 1 日以降、税込み)

区分	月額使用料	随時使用料
専用住宅（別荘を含む）10 人槽以下	2,600 円	汲み取り汚泥 10 リットルにつき 105 円
併用部分が 2 分の 1 以上 4 分の 3 未満 の住宅	2,600 円 +	
併用部分が 4 分の 3 以上の住宅	10 人槽を超えた部分に	
公共施設、事業所、店舗、建売住宅、共 同住宅等	人槽当たり 260 円を 乗じた額	

■当村の浄化槽維持管理費用（令和 8 年 4 月 1 日以降、税込み）

区分	月額使用料（清掃料含む）
5 人槽	円 4,400
7 人槽	4,862
10 人槽	6,094
25 人槽	14,377
40 人槽	20,064
50 人槽	24,563

■当村の浄化槽維持管理費用（令和 9 年 4 月 1 日以降、税込み）

区分	月額使用料（清掃料含む）		
	個人	村公共施設	その他
5 人槽	円 4,840	円 5,720	円 5,280
7 人槽	5,346	6,314	5,830
10 人槽	6,699	7,920	7,304
25 人槽	—	18,689	—
40 人槽	—	—	24,068
50 人槽	—	31,922	—

■当村の浄化槽使用料（税込み）

年 度	条例上の使用料 (20 m ³ あたり) ※ 1	実質的な使用料 (20 m ³ あたり) ※ 2	備 考
	円	円	
令和 9 年度	4,840	4,840	4 月 1 日より改定 ※5
令和 8 年度	4,400	4,400	4 月 1 日より改定 ※4
令和 7 年度	2,600	2,600	
令和 6 年度	2,600	2,600	
令和 5 年度	2,600	2,600	
令和 4 年度	2,600	2,600	
令和 3 年度	2,600	2,600	
令和 2 年度	2,600	2,600	
令和元年度	2,600	2,600	10 月 1 日より改定
平成 30 年度	2,500	2,500	
平成 29 年度	2,500	2,500	
平成 28 年度	2,500	2,500	

※ 1 条例上の使用料とは、一般家庭における 20 m³あたりの使用料をいう。

※ 2 実質的な使用料とは、使用料収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたもの（家庭用のみでなく業務用を含む）をいう。

※ 3 令和 4 年度より公営企業会計(一部法適用)に移行しています。

※ 4 別途徴収であった清掃料を使用料と合算し、定額化した 5 人槽の金額です。

※ 5 ※ 4 で定額化した使用料を改定した金額であり、清掃料を含めた個人宅の 5 人槽の金額です。

(9) 組織

① 職員数

建設課は令和 2（2020）年度現在 9 名で、令和 3（2021）年度から 10 名となり、そのうち浄化槽管理業務には 2 名を配置しています。課長と担当者 1 名の計 2 名で業務を実施しています。

② 事業運営組織

浄化槽業務の総括は課長が 1 名、工務担当及び業務担当を 1 名で行っています。

2 民間活力の活用

(1) 民間活用の状況

① 民間委託（包括的民間委託を含む）

- ・ 浄化槽の保守点検・清掃管理業務等を民間事業者に委託しています。

② 指定管理者制度²

- ・ 現在の委託契約形態を継続する予定であり、指定管理者制度の導入予定はありません。

③ PPP・PFI³

- ・ 現在の委託契約形態を継続する予定であり、PPP・PFI の導入予定はありません。

(2) 資産活用の状況

① エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

- ・ 現在予定はありません。

② 土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

- ・ 現在予定はありません。

² 指定管理者制度…これまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、民間法人(営利企業・公益法人等)の団体に包括的に代行させることができる制度。

³ PPP・PFI…公民が連携して公共サービスの提供を行うスキームを PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ: 公民連携)と呼ぶ。PFI は、PPP の代表的な手法の一つ。PFI(Private Finance Initiative: プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)」とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法。

3 経営状況の分析

合併処理浄化槽設置管理事業においては、令和元（2019）年度に平成 30（2018）年度決算「経営比較分析表」⁴を策定しています。

この経営比較分析表では経営及び施設の状況を表す指標を活用し、経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。

ここでは、合併処理浄化槽設置管理事業について経営比較分析表の分析を行います。

なお、経営比較分析表の比較においては、全国の当村の類似団体⁵平均（以下全国平均）との比較を行います。

（1）収益的収支比率（％）

算出式：
$$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$$
 令和 3 年度以前 特別会計時の算出式

算出式：
$$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$$
 令和 4 年度以降 公営企業会計の算出式

【指標の意味】

法非適用企業に用いる収益的収支比率は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

法適用企業に用いる経常収支比率は、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標である。

【分析の考え方】

当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示すもので 100%以上となっていることが必要です。

⁴ 経営比較分析表…総務省が全国の公営企業に対し作成を要請するもので、当該団体の経年比較や他公営企業との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行うことにより、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することを目的に作成及び公表するもの。

⁵ 類似団体…市町村の態様を決定する要素のうち「人口」と「産業構造」により設定された類型により、大都市、特別区、中核市、特例市、都市、町村ごとに団体を分別したもの。

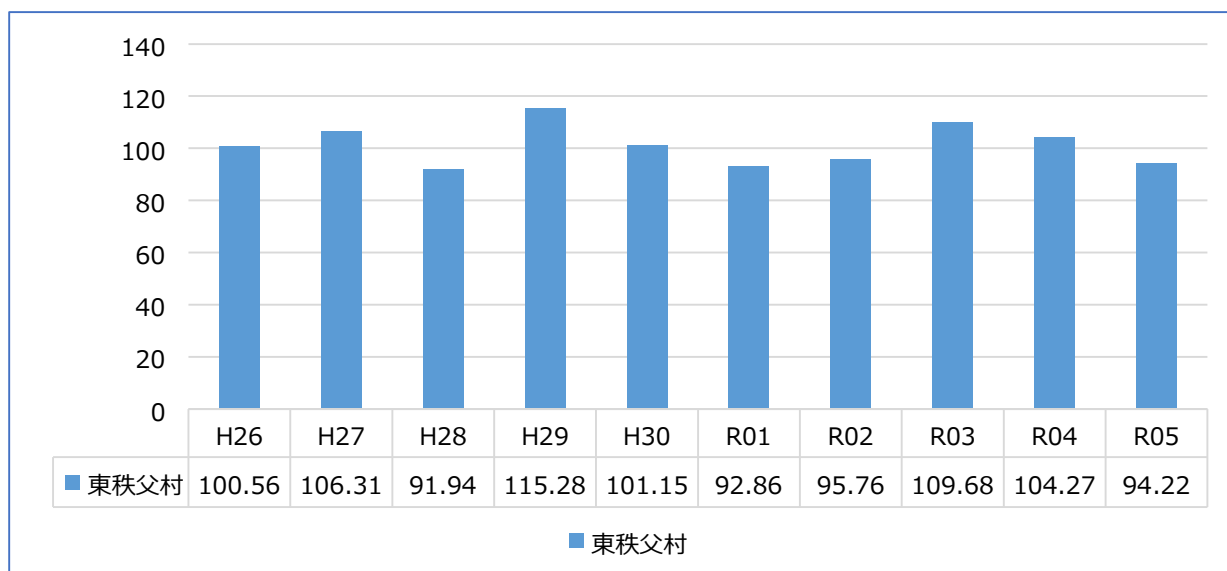
数値が 100%未満の場合、単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取組が必要となります。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が 100%以上の場合であっても、更なる費用削減や更新投資等に充てる財源が確保されているか等、今後も健全経営を続けていくための改善点を洗い出すといった観点から分析する必要があると考えられます。

また、経常収益（総収益）について、使用料以外の収入に依存している場合は、経費回収率と併せて分析し、経営改善を図っていく必要があります。

一方、当該指標が 100%未満の場合であっても、経年で比較した場合に右肩上がりであり 100%に近づいていけば、経営改善に向けた取組が成果を上げている可能性があり、今後も改善傾向を続けていく観点から分析する必要があると考えられます。

【収益的収支比率（%）】



※全国平均は未記入のためなし。令和 4 年度より公営企業会計に移行。

【令和 7 年度分析所見】

100%は超えている年度もあるが、一般会計からの繰入金による収入も含んでいるため使用料収入で全て賄えていない状況です。当村も人口減少に伴い、将来使用休止世帯が増加することや独立採算を考慮し、令和 9 年度から料金改定を実施する計画です。

前年度からの減少要因は、他会計補助金を抑制したことから収入が費用を賄えなかったことによります。今後、人件費等の高騰により維持管理業務委託料の増加が見込めるため、維持管理コストについても注視していきます。

(2) 企業債残高対事業規模比率 (%)

算出式： $\frac{\text{地方債現在高合計}}{\text{営業収益}} \times 100$ 令和3年度以前 特別会計時の算出式

算出式： $\frac{\text{企業債現在高合計}}{\text{営業収益}} \times 100$ 令和4年度以降 公営企業会計の算出式

【指標の意味】

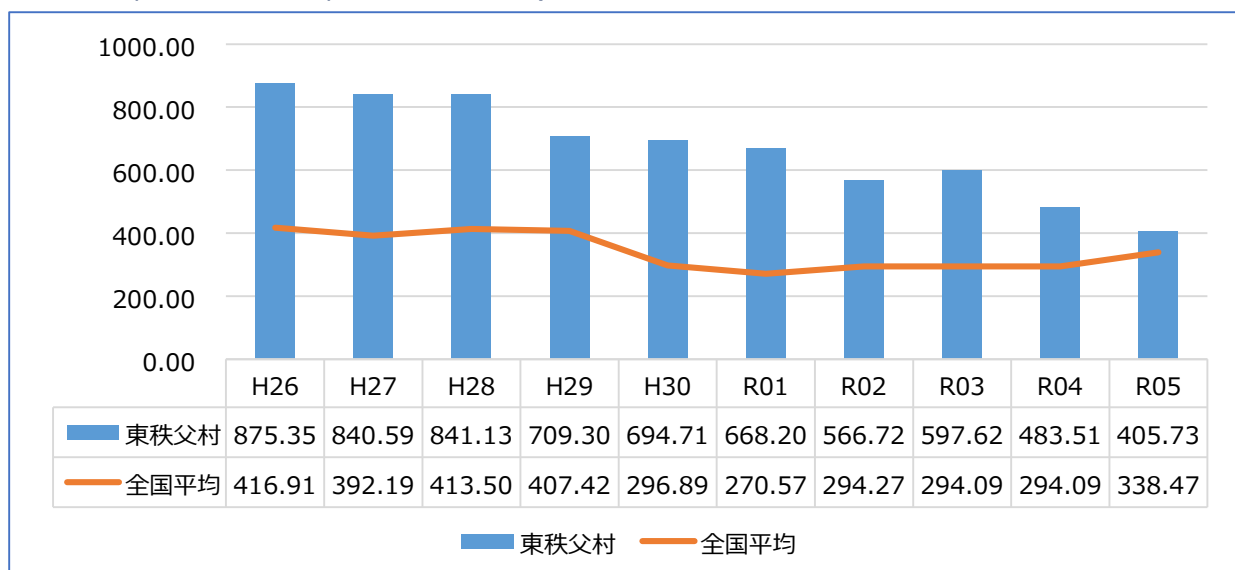
使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はありません。

分析にあたっての留意点として、例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合であっても、投資規模は適切か、使用料水準は適切か、必要な更新を先送りしているため企業債残高が少額となっているに過ぎないかといった分析を行い、経営改善を図っていく必要があります。

【企業債残高対事業規模比率 (%)】



【令和7年度分析所見】

令和5年度実績は、405.73%であり、類似団体を上回っていますが、計画的に返済していることで、年々減少傾向になっています。

理由としては、当初は、市町村設置型浄化槽事業を先駆けて実施していたことが高い比

率で推移していましたが、現在は年間の設置基数も少なく、新規で起債を行っていないため、改善しています。

(3) 経費回収率 (%)

$$\text{算出式：} \frac{\text{合併処理浄化槽使用料}}{\text{污水处理費(公費負担分を除く)}} \times 100$$

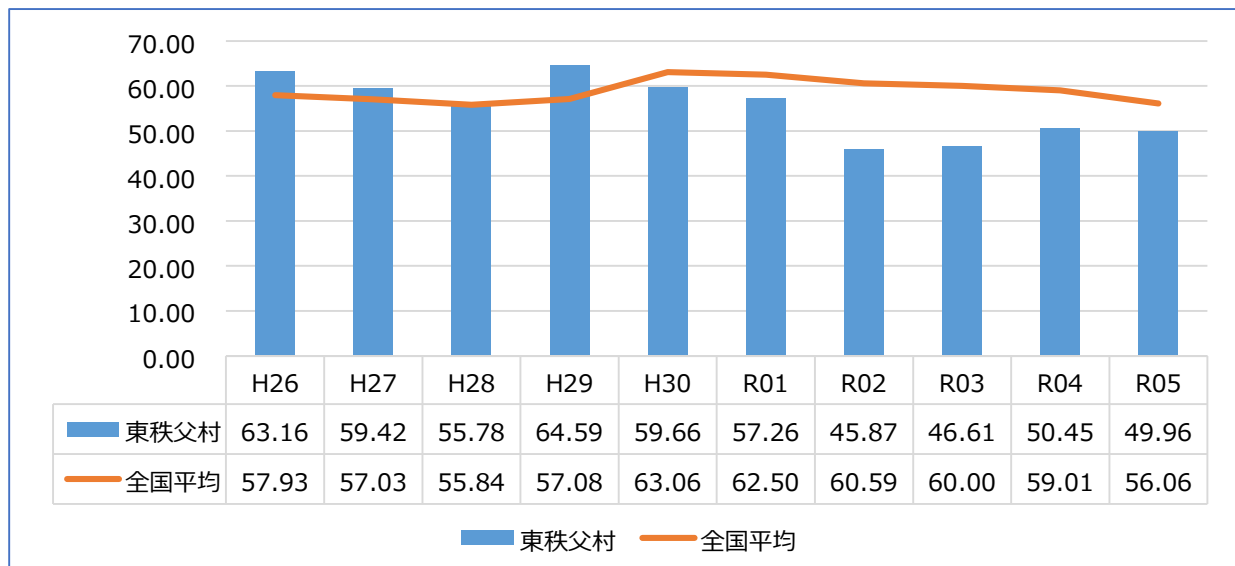
【指標の意味】

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標です。使用料水準等を客観的に評価することが可能となります。

【分析の考え方】

当該指標は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況として 100% 以上であることが必要です。数値が 100% を下回っている場合、污水处理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び污水处理費の削減を検討する必要があります。

【経費回収率 (%)】



【令和 7 年度分析所見】

平成 30 年度以降、平均値を下回っています。維持管理費の増加が要因と考えられますので、使用料改定やコスト縮減の取組を推進しています。また、前項でも触れましたが、合併

処理浄化槽設置管理事業では、設置基数の増加により維持管理費も上がっていくためコスト削減も並行して検討していきます。

国土交通省では当該指標を 100%にするよう通知されており、当該目標を踏まえ対策を講じる必要があります。

(4) 汚水処理原価（円）

$$\text{算出式：} \frac{\text{汚水処理費(公費負担分を除く)}}{\text{年間有収水量}} \times 100$$

【指標の意味】

有収水量⁶ 1 立方メートルあたりの汚水処理に要した費用で、汚水資本費⁷・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、明確な数値基準はありません。したがって、経年比較や類似団体との比較等により自団体の置かれている状況を把握し、効率的な汚水処理が実施されているかを分析し、適切な数値となっていることが求められます。

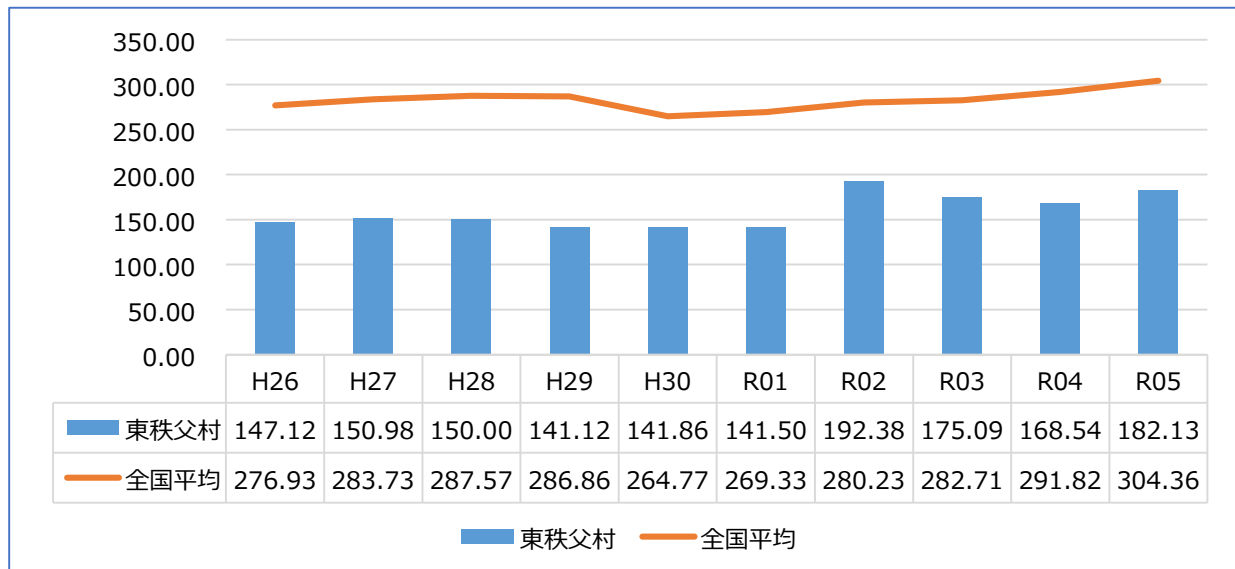
例えば、当該指標が類似団体との比較で低い場合、有収水量や汚水処理費の経年の変化等を踏まえた上で、現状を分析し、今後の状況について将来推計する必要があります。また、分析及び統計を元に、必要に応じて、投資の効率化や維持管理費の削減、接続率の向上により有収水量を増加させる取組などの経営改善が必要となります。

分析にあたっての留意点として、供用開始後間もない事業は接続率が低く、有収水量が過少となり、高い数値を示す場合があります。また、地理的要因等によって、構造上汚水処理費が高くなることも想定されます。

⁶ 有収水量…下水処理場で処理した全汚水量のうち、下水道使用料徴収の対象となる水量。

⁷ 資本費…下水道施設を建設する際に借り入れた企業債の元利償還費と下水道債取扱諸費の合計額（企業会計方式を採っている場合、資本費は減価償却費、企業債等支払利息及び企業債取扱諸費が相当する）。

【汚水処理原価（円）】



【令和 7 年度分析所見】

浄化槽事業全体として汚水処理原価は低い傾向にあり、平均値と比べてもコストを抑えられていると考えられます。

引き続きこの数字を維持できるようコスト縮減の取組を推進する必要があります。

(5) 水洗化率 (%)

$$\text{算出式：} \frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100$$

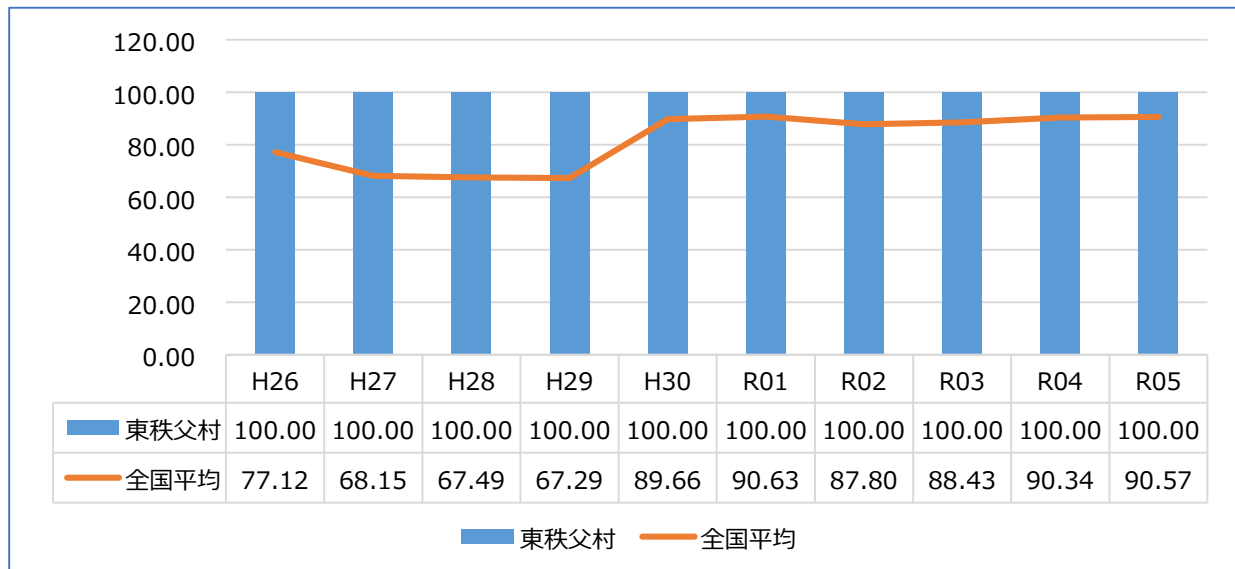
【指標の意味】

現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

【分析の考え方】

当該指標については、公共用水域の水質保全や、使用料収入の確保等の観点から 100%となっていることが望ましいとされています。一般的に数値が 100%未満である場合には、汚水処理が適切に行われず、水質保全の観点から問題が生じる可能性があることや、使用料収入の増加を図るため、水洗化率向上の取組が必要となります。

【水洗化率（％）】



【令和 7 年度分析所見】

村で整備する合併処理浄化槽の事業のため、当該事業では 100%になっています。

（６）老朽化の状態について

当村は全域が浄化槽処理区域となっており、合併処理浄化槽設置を推進しています。合併処理浄化槽設置の耐用年数は約 30 年とされていますが、当村では 32 年を設定しています。本事業は平成 15 年度（2003）年度から開始し令和 7 年度で 22 年が経過するため、向こう 10 年以内には更新計画の策定が必要なり、老朽化対策について、国等の動向を注視しながら、検討していきます。

4 全体総括

東秩父村合併処理浄化槽設置管理事業は、令和 4 年度から総務省で指示された企業会計として独立採算を踏まえた会計処理を行っています。これにより経営状態が把握しやすくなることから、前述の経費回収率の改善と老朽化対策を進めていく必要があります。

課題解決のための方法としては、以下の取組が必要であると考えられます。

- (ア) 経費回収率の向上
- (イ) 老朽化対策
- (ウ) 使用料の改定（令和 9 年度から使用料改定を実施）

これらの取組の実施については、経営状況等により変わります。

(ア) 経費回収率が類似団体より低い水準のため、向上させる必要があります。

(イ) この 20 年間で、老朽化対策については問題ありませんでしたが、平成 15 年度浄化槽が 10 年後には耐用年数に差し掛かり、現時点では、更新事業に補助金等がございませんが、国の動向を注視し、更新事業に活用できる補助制度が創設された場合には、問題なく活用できるよう村の事業を精査しながら、更新計画を策定する必要があります。

(ウ) 使用料の改定については、令和 8 年 4 月から料金を平準化し、令和 9 年 4 月から改定する計画です。今後の浄化槽事業経営のためには、独立採算と受益者負担の適正化のため、収入増の検討をした結果です。

第3章 将来の事業環境

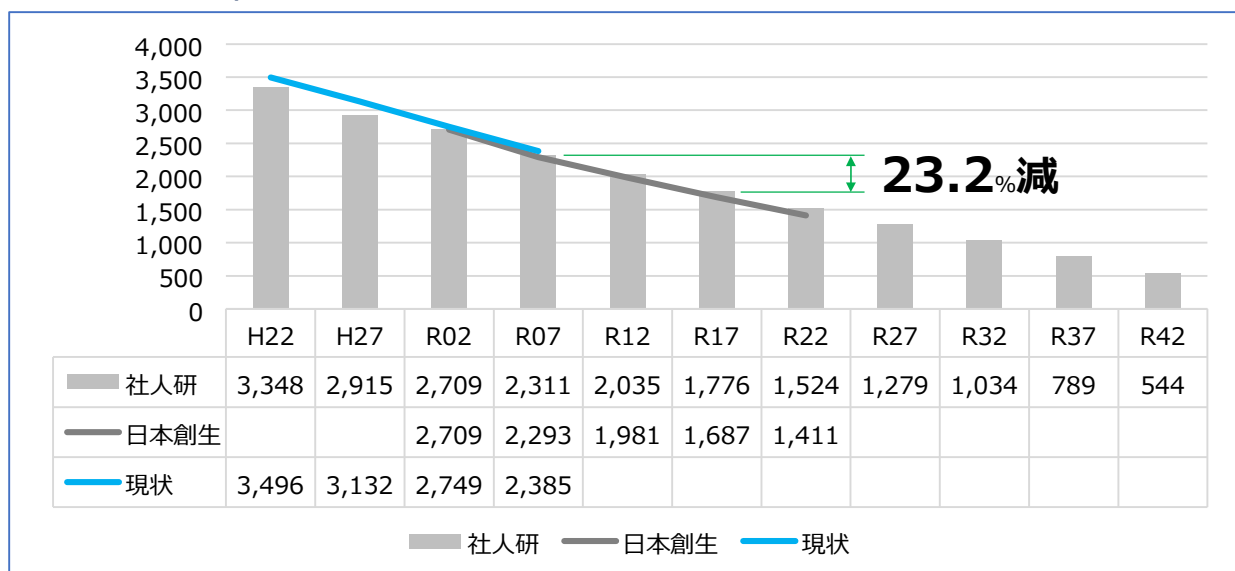
1 人口の予測

「東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」の人口推計を基に将来人口を推計しています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和7（2025）年度2,311人と10年後の令和17（2035）年度1,776人を比較すると535人（▲23.2%）減少する見通しです。

ただし、現状の人口については、推計より減少はしていない状況です。

■人口推計（人）



※「東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」より。

「社人研」は、国立社会保障・人口問題研究所の略

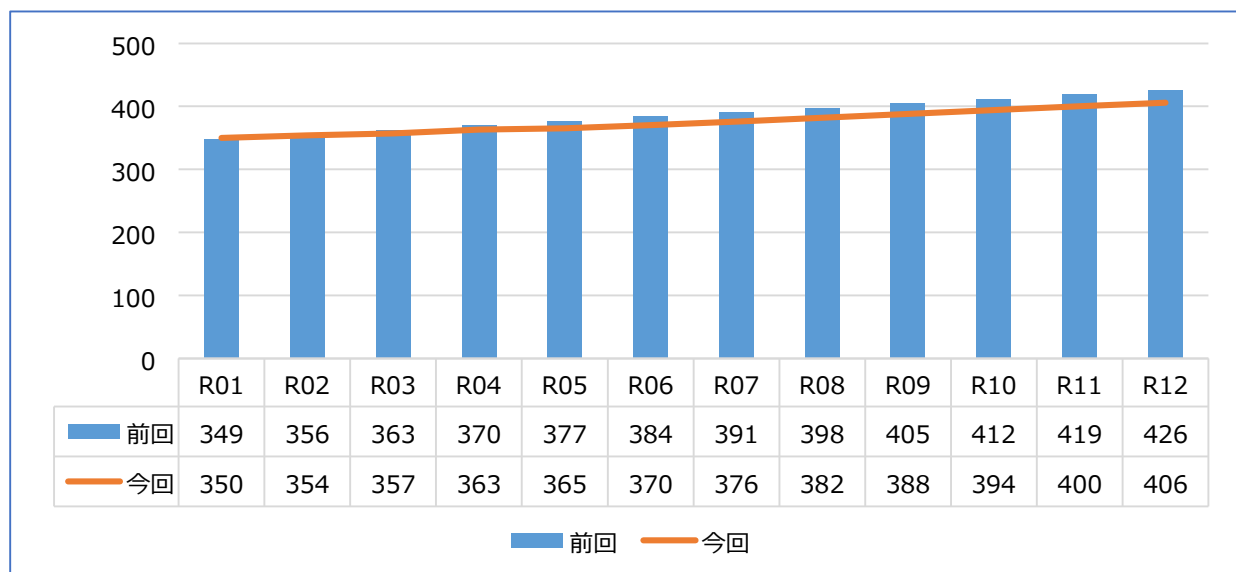
「日本創生」は、日本創生会議の略

2 浄化槽設置基数の予測

前記の処理区域内人口の予測と令和元（2019）年度の設置基数の実績から将来の設置基数を前回予測したものと、今回の予測を比較しています。

前回は過去の平均から7基を新たに設置する予測をし、令和元（2019）年度と10年後の令和10（2028）年度を比較すると63基（18.05%）増加する見通しでしたが、今回の実績を加味した予測では設置基数394基（12.57%）増加に留まる想定です。

■ 浄化槽設置基数の予測（基）



3 使用料収入の見通し

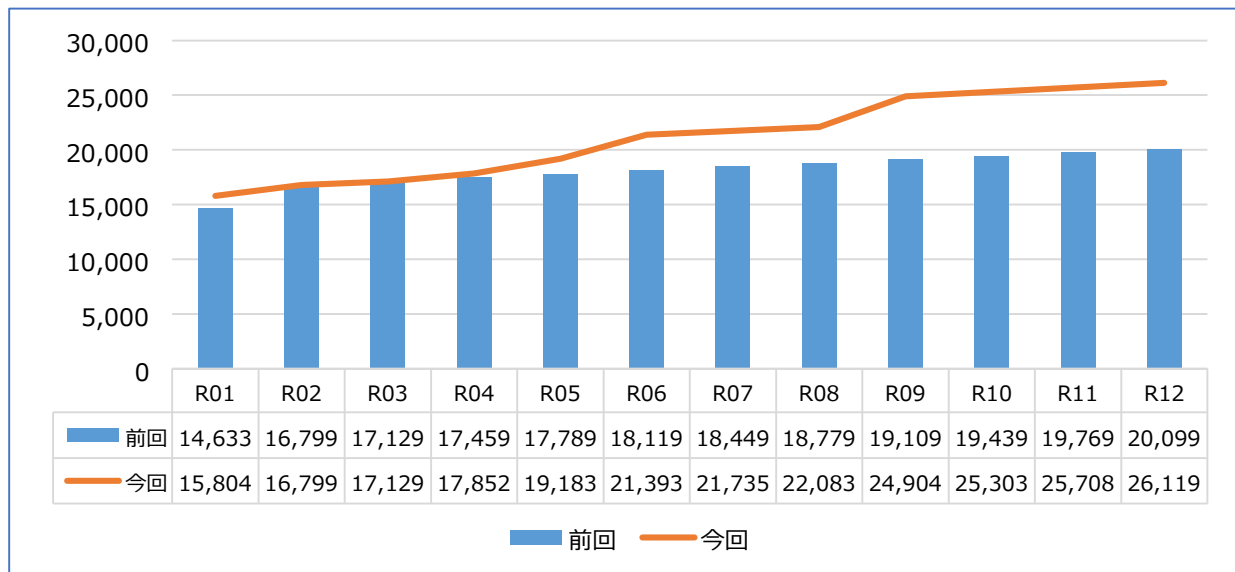
前回、使用料収入については、各年度の設置基数実績により、令和12（2030）年度は、令和元（2019）年度と比較して513.6万円の増収となる見通しでした。これは平均すると、毎年約57万円収入が増えていく計算になります。

今回、令和9年4月から料金改定を実施することから、それを反映させると前回の見通しを上回る見込みです。

また、令和6年度に増収になった要因は、清掃作業を全基毎年実施したことから、その清掃料の部分が増収になっています。

令和6年度決算の収益的収入の約5割を占める使用料収入は、前述のように今後、設置基数と使用料が増加すると維持管理費も増加していくことから、浄化槽事業経営に減収として影響を及ぼす可能性があることも考慮する必要があります。

■使用料収入の見通し（千円）



4 施設の見通し

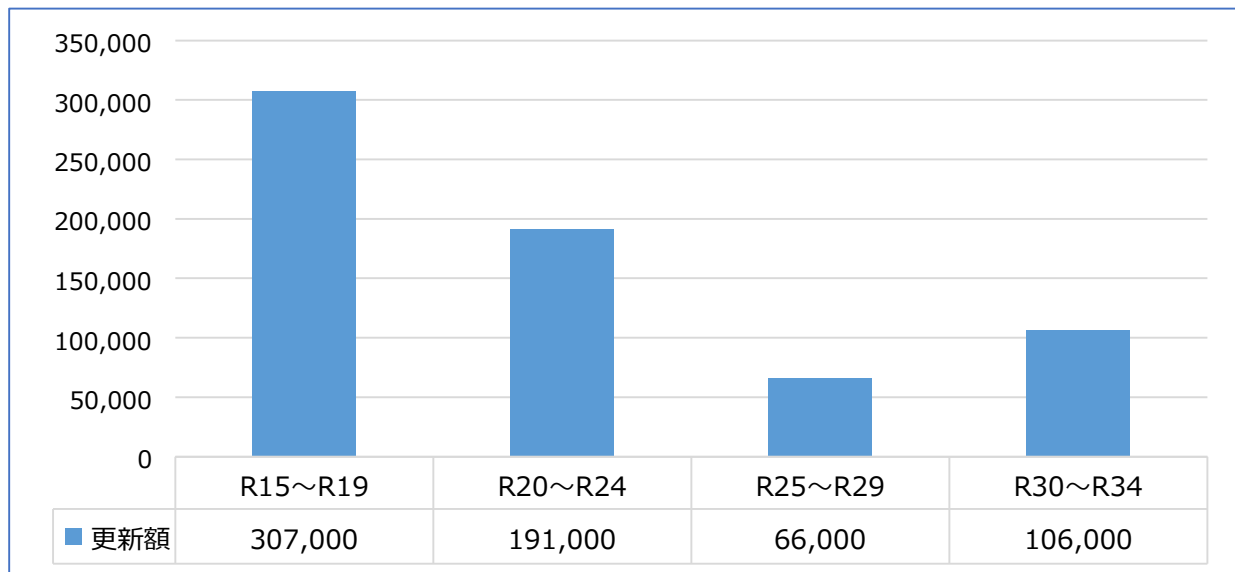
取得価額に対する減価償却累計額で算出する資産老朽化率（有形固定資産減価償却率）は構築物で 42.92%になっています。平成 15 年度からの事業開始のため、まだ深刻な数値ではないですが、50%を超えると耐用年数を半分超過したことを表しており、今後、老朽化した資産の更新を検討する必要があります。

■固定資産の現状

【令和 6（2024）年度末 時点】

資産の種類	取得価額	減価償却 累計額	期末帳簿 価額	資産老朽化率 (有形固定資産 減価償却率)
構築物	千円 447,945	千円 192,289	—	% 42.92
合 計	447,945	192,289	—	42.92

■ 将来の資産更新額（千円）



令和 3～32（2020～2050）年度までの 30 年間で、現有資産を耐用年数到達時に建設工事費デフレーター⁸により「取得時の価額×1.5 倍」で再投資すると仮定した場合、約 6.7 億の財源が必要となります。

将来 5 年間毎の再投資額は、令和 15～19（2033～2037）年度で約 3.07 億円、令和 20～24（2038～2042）年度で約 1.91 億円、令和 25～29（2043～2047）年度で約 0.66 億円、令和 30～34（2048～2052）年度で約 1.06 億円となっています。

資産更新には多額の費用を要するため、長寿命化やアセットマネジメントを行い、将来の人口減少を加味しながら資産更新を行う必要があります。

5 組織の見直し

建設課の浄化槽業務の人員数は令和 2（2020）年度現在 2 名で、簡易水道事業及び他業務と兼務して当たっています。

今後も業務の効率化を図るため、組織の見直しを検討していきますが、サービス水準の維持や災害時等の対応を考慮すると人員削減にも限界があることから、内外研修等の積極的な活用により、浄化槽事業に精通した職員の育成、知識・技術の継承に努めます。

⁸ 建設工事デフレーター…国土交通省が、建設工事に係る名目工事費を基準年度の実質額に変換する目的で、毎月作成、公表しているもの。

第4章 経営の基本方針

水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策を計画的に推進し、生活環境および水質保全の改善を図ります。

1 生活排水処理基本計画の推進

水質や、生活環境を守るため、水質汚濁防止法に基づき生活排水対策を計画的に推進するとともに、啓発、広報活動の強化を図ります。

2 合併処理浄化槽の整備

特定地域生活排水事業による合併処理浄化槽設置基準の緩和及び転換補助金の活用並びに広報活動の強化を推進します。

3 浄化槽の維持管理

浄化槽法に基づく生活排水の適正な管理をするため、市町村設置型以外の浄化槽を設置している村民に対する適正な指導と啓発、広報活動の強化を行います。

帰属制度も創設したことから、その周知も実施していきます。

4 将来に向けた収入の確保

財政基盤の強化のため収入の確保に努めるとともに、一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入にするとともに、国の補助金を的確に調達します。

5 繰入金の削減

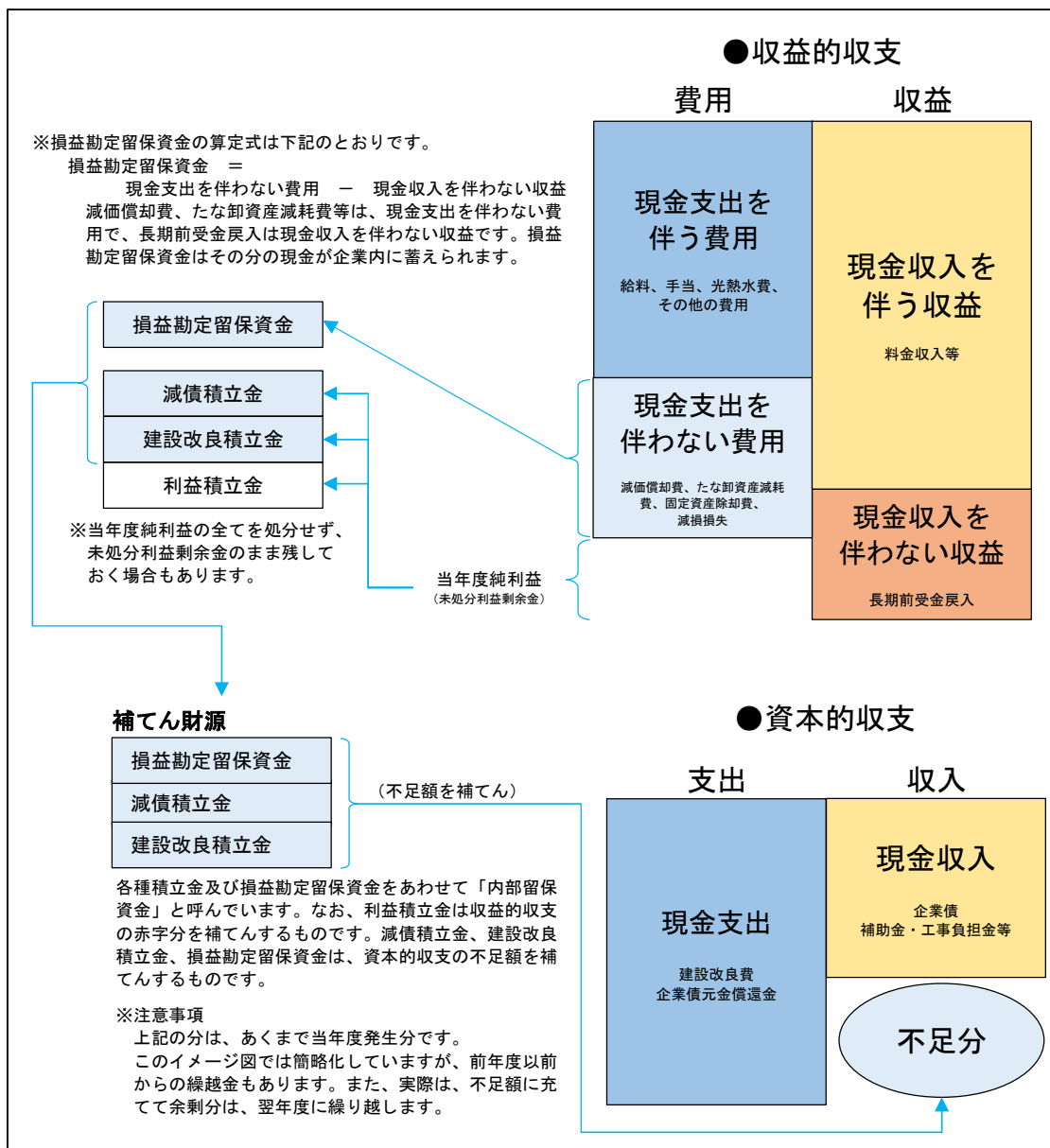
令和9年度より使用料改定を平均11%することで、基準外繰入金を減少させ、経営の健全化を図ります。

第5章 今後の投資計画と経営戦略

1 収支計画の策定にあたって

前章までの将来見通し及び経営の基本方針などを受け、今後 10 年間の投資・財政計画（収支計画）を策定したものを見直しました。

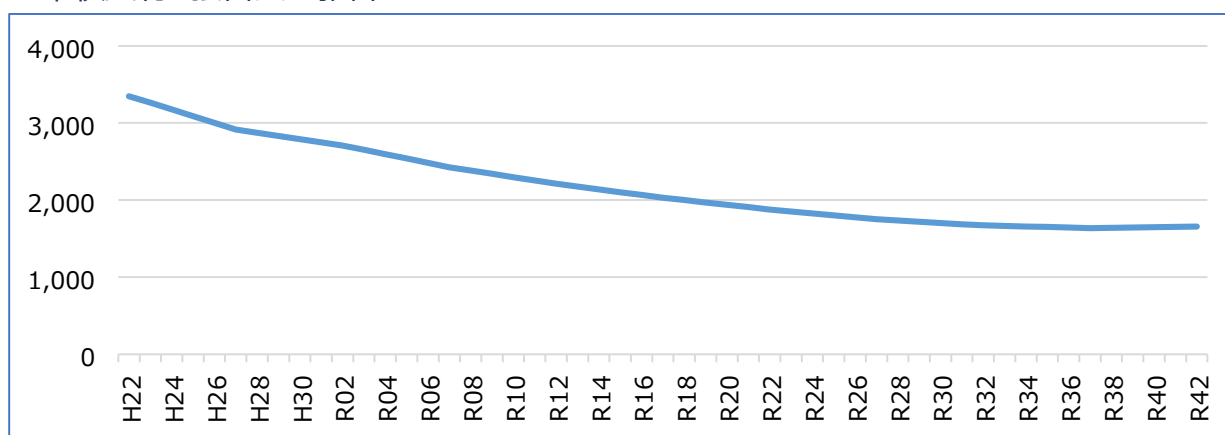
なお、地方公営企業法の適用を受ける下水道事業会計は、日々の経営活動を行うことで生じる「収益的収支」と、下水道施設の建設や更新等の投資活動を行うことによって生じる「資本的収支」を明確に区分することになっていることから、投資・財政計画（収支計画）においても 2 本立ての収支構成としています。



2 人口推計

本計画を策定するに際し、平成 27（2015）年度から令和元（2019）年度は地方公営企業決算状況調査（決算統計）より、令和 2 年度（2020）は実数値、令和 3（2021）年度以降は「東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略 人口ビジョン」の村独自推計により算出しました。東秩父村まち・ひと・しごと創生総合戦略の資料が 5 年毎の人口推計のため、各年の人口は 5 年間の平均の推移で算出しました。

■東秩父村 独自人口推計



年度	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
人口	2,915	2,874	2,833	2,791	2,750	2,709	2,652	2,596	2,539	2,483
変動数	△ 87	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41	△ 41	△ 57	△ 57	△ 57	△ 57

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
人口	2,426	2,383	2,340	2,298	2,255	2,212	2,176	2,139	2,103	2,066
変動数	△ 57	△ 43	△ 43	△ 43	△ 43	△ 43	△ 36	△ 36	△ 36	△ 36

年度	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26
人口	2,030	2,000	1,969	1,939	1,908	1,878	1,853	1,828	1,803	1,778
変動数	△ 36	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 30	△ 25	△ 25	△ 25	△ 25

年度	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054
	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36
人口	1,753	1,737	1,721	1,704	1,688	1,672	1,665	1,658	1,652	1,645
変動数	△ 25	△ 16	△ 16	△ 16	△ 16	△ 16	△ 7	△ 7	△ 7	△ 7

年度	2055	2056	2057	2058	2059	2060
	R37	R38	R39	R40	R41	R42
人口	1,638	1,642	1,646	1,649	1,653	1,657
変動数	△ 7	4	4	4	4	4

3 計画の前提条件

- ・人口推移は「東秩父村人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略」による村独自推計から過去 10 年間の実績に基づき算出しました。
- ・損益に関する数値は発生主義に基づき調定額にて計算しています。
- ・職員給与費に関しては、これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数から変えずに、令和 2 年度までは予算書の一般職平均額、令和 3 年度以降は 0.1% ずつ上昇するよう算出しておりましたが、令和 6 年度より、人件費を一般会計に移行しています。
- ・建設改良費に関しては、次のとおりです。
 - ① 令和元年度までは実績、令和 2 年度は予算書の数値で算出しました。
 - ② 令和 3 年度及び令和 4 年度は、平成 30 年度以外の過去 5 年分の平均値、令和 5 年度は令和 2 年度を除いた過去 3 年分の平均値、令和 7 年度以降は前年実績に基づき、令和 8 年度建築物価上昇率 1.06 をかけた数値で算出しました。
- ・その他の経費に関しては、次のとおりです。
 - ① 令和元年度までは決算書と決算統計実績値、令和 2 年度は予算書の数値より算出しました。
 - ② 令和 3 年度は、令和元年度以前の過去 3 年分の平均値、令和 4 年度は、平成 30 年度・令和元年度・令和 3 年度の平均値、令和 5 年度は令和元年度・令和 3 年度・令和 4 年度の平均値、令和 5 年度以降は過去 3 年の平均値で算出しました。
- ・一般会計繰入金については、基準外繰入で算出し、償還元金に充てる繰入分については繰入金の総額の範囲で調整し算出しました。
- ・浄化槽の耐用年数は 32 年としています。また、使用料シミュレーションを下記のとおり行い、投資・財政計画（収支計画）を算定しました。

条件：使用料シミュレーション（令和 9 年度から平均 11% 値上げ実施）

- ・令和 9 年度から使用料を個人 10%、村公共施設 30%、その他 20% 値上げした場合

4 投資・財政計画（収支計画）

条件：使用料シミュレーション（令和9年に平均11%の値上げ実施）

○前述の人口減少率を人口に想定しているが、当該事業においては、人口の増減よりも浄化槽の稼働基数により算定した。その使用料については、令和9年の料金改定を反映させています。料金改定については、令和7年度東秩父村上下水道審議会に村長が諮問し、4回の審議会を経て、答申を受けた内容から村として決定したものです。

処理区域内人口は当初の想定より減少率が高い傾向で、新たな浄化槽の設置により、計画期間の使用料収入は令和12（2030）年度には令和6年（2024）に比して17.9%の増加となり、収益的収支（経常的な損益）は、令和12年度で約4,600千円の増収になります。なお、令和9年度の使用料改定を踏まえて試算しています。

資本的収支では財源は補えますが、前述の将来の更新試算に向けた財源の確保までは充足されないことが推測されます。詳細については、以下の通りです。

■人口・浄化槽設置基数・使用料収入の推計

年 度	人 口 推 計	人 口 減 少 率	浄化槽整備 基 数	使用料収入 （税込み）	使用料収入 （税抜き）	備 考
	人	%	基	千円	千円	
H27実績	2,994	—	323	15,234	14,105	
H28実績	2,971	△ 0.8	329	14,691	13,603	
H29実績	2,883	△ 3.1	339	17,048	15,785	
H30実績	2,790	△ 3.3	344	16,195	14,995	
R01実績	2,749	△ 1.5	349	15,804	14,633	
R02実績	2,681	△ 2.5	354	16,799	15,272	
R03実績	2,612	△ 2.6	357	17,129	15,572	
R04実績	2,527	△ 3.4	363	17,852	16,229	
R05実績	2,445	△ 3.4	365	19,183	17,439	
R06実績	2,385	△ 2.5	368	21,393	19,448	
R07計画	2,324	△ 2.6	374	21,742	19,765	
R08計画	2,263	△ 2.7	380	22,091	20,082	
R09計画	2,202	△ 2.8	386	24,908	22,643	料金改定
R10計画	2,141	△ 2.8	392	25,295	22,995	
R11計画	2,081	△ 2.9	398	25,682	23,347	
R12計画	2,020	△ 3.0	404	26,069	23,699	

※本計画では、「使用料収入（調定額/税抜）」を採用

■収益的収支シミュレーション（税抜き）

区 分		決 算						
		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
収益的収入		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	営業収入	14,995	14,633	14,932	13,048	16,201	17,439	19,448
	料金収入	14,995	14,633	14,932	13,048	16,201	17,439	19,448
	営業外収益	11,576	8,104	17,340	19,464	24,094	21,876	22,487
	補助金	6,052	2,289	11,434	13,288	17,553	15,052	15,492
	他会計補助金	3,852	218	11,034	13,288	15,553	15,052	12,242
	その他補助金	2,200	2,071	400	0	2,000	0	3,250
	長期前受金戻入	5,524	5,815	5,906	6,176	6,541	6,824	6,990
	その他収入	0	0	0	0	0	0	5
収 入 合 計		26,571	22,737	32,272	32,512	40,295	39,315	41,935
収益的支出	営業費用	28,107	29,694	31,073	29,907	36,167	37,597	38,271
	人件費	3,319	3,613	0	0	4,664	5,124	0
	経費	13,756	14,377	19,236	17,666	19,791	19,593	25,225
	修繕費	730	720	2,845	1,888	2,497	2,347	2,620
	材料費	481	580	639	939	640	765	859
	その他	12,545	13,077	15,752	14,839	16,654	16,481	21,746
	減価償却費	11,032	11,704	11,837	12,241	11,712	12,880	13,046
	営業外費用	2,200	2,071	1,939	1,806	2,478	4,128	2,711
	支払利息	2,200	2,071	1,939	1,806	1,669	1,530	1,389
	その他支出	0	0	0	0	809	2,598	1,322
支 出 合 計		30,307	31,765	33,012	31,713	38,645	41,725	40,982
特 別 利 益		0	0	0	0	150	201	0
特 別 損 失		0	0	0	0	57	464	0
当年度純利益（又は純損失）		-3,736	-9,028	-740	799	1,743	-2,673	953

推			計		
R07	R08	R09	R10	R11	R12
千円	千円	千円	千円	千円	千円
19,765	20,082	22,643	22,995	23,347	23,699
19,765	20,082	22,643	22,995	23,347	23,699
20,407	20,574	18,741	18,908	19,075	19,242
13,303	13,356	11,409	11,462	11,515	11,568
10,000	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000
3,303	3,356	3,409	3,462	3,515	3,568
7,104	7,218	7,332	7,446	7,560	7,674
40,172	40,656	41,384	41,903	42,422	42,941
38,895	39,518	40,142	40,765	41,389	42,012
0	0	0	0	0	0
25,637	26,049	26,461	26,873	27,285	27,697
2,663	2,706	2,749	2,792	2,835	2,878
873	887	901	915	929	943
22,101	22,456	22,811	23,166	23,521	23,876
13,258	13,469	13,681	13,892	14,104	14,315
1,249	1,106	961	816	683	561
1,249	1,106	961	816	683	561
0	0	0	0	0	0
40,144	40,624	41,103	41,581	42,072	42,573
28	32	281	322	350	368

■資本的収支シミュレーション（税込み）

区 分		決 算						
		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
資本的収入	企業債	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
	企業債							
	他会計出資金							
	他会計補助金	4,588	7,042	8,892	6,537	11,563	11,181	7,214
	他会計負担金	15,448	1,626					
	他会計借入金							
	国・県補助金	6,041	2,559	1,671	1,116	3,662	478	3,185
	固定資産売却代金							
	工事負担金	4,677	70	649	953	771	227	569
	その他	400	1,200					
計		31,154	12,497	11,212	8,606	15,996	11,886	10,968
資本的支出	建設改良費	23,723	5,188	4,664	3,770	10,499	6,022	6,369
	うち職員給与費			0	0	3,008	3,149	0
	企業債償還金	6,913	7,042	7,173	7,307	7,443	7,583	7,213
	他会計借入金返還金							
	他会計への支出金							
	その他	400	1,200					
計		31,036	13,430	11,837	11,077	17,942	13,605	13,582
不 足 額		-118	933	625	2,471	1,946	1,719	2,614
補填財源	損益勘定留保資金	5,508	5,889	5,931	6,065	1,946	1,719	2,614
	利益剰余金処分額							
	繰越工事資金							
	その他							
計		5,508	5,889	5,931	6,065	1,946	1,719	2,614
補 填 財 源 不 足 額		-5,626	-4,956	-5,306	-3,594	0	0	0
他 会 計 借 入 金 残 高								
企 業 債 残 高		107,299	100,257	93,084	85,777	78,334	70,751	63,538

他会計補助金

区 分		決 算						
		H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
収益的収支分		6,052	2,289	6,610	5,466	15,553	15,052	12,242
	うち基準内繰入金	2,200	2,071	1,940	1,806	1,670	1,530	1,389
	うち基準外繰入金	3,852	218	4,670	3,660	13,883	13,522	10,853
資本的収支分		20,036	8,668	13,496	11,165	11,563	11,181	7,213
	うち基準内繰入金	4,588	7,042	7,173	7,307	7,443	7,583	7,213
	うち基準外繰入金	15,448	1,626	6,323	3,858	4,120	3,598	0
合 計		26,088	10,957	20,106	16,631	27,116	26,233	19,455

推			計		
R07	R08	R09	R10	R11	R12
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0
7,353	7,496	7,641	6,896	6,190	5,483
3,676	3,748	3,820	3,448	3,095	2,741
578	1,124	1,146	1,034	928	822
11,607	12,368	12,607	11,378	10,213	9,046
8,101	8,587	9,103	9,649	10,228	10,841
7,353	7,496	7,641	6,896	6,190	5,483
15,454	16,083	16,744	16,545	16,418	16,324
3,847	3,715	4,137	5,167	6,205	7,278
3,847	3,715	4,137	5,167	6,205	7,278
3,847	3,715	4,137	5,167	6,205	7,278
0	0	0	0	0	0
56,185	48,689	41,047	34,151	27,962	22,479

19,765	20,082	22,643	22,995	23,347	23,699
3,875	3,747	4,418	5,489	6,555	7,646
6,154	6,251	6,349	6,446	6,544	6,641
10,029	9,998	10,767	11,935	13,099	14,287

推			計		
R07	R08	R09	R10	R11	R12
10,000	10,000	8,000	8,000	8,000	8,000
1,249	1,106	961	816	683	561
8,751	8,894	7,039	7,184	7,317	7,439
7,353	7,496	7,641	6,896	6,190	5,483
7,353	7,496	7,641	6,896	6,190	5,483
0	0	0	0	0	0
17,353	17,496	15,641	14,896	14,190	13,483

■使用料収入の推移と収益的収支＋資本的収支の推移

年 度	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
料金収入	14,995	14,633	14,932	13,048	16,201	17,439	19,448
収益的収支＋資本的収支	-3,854	-8,095	-115	3,270	3,689	-954	3,567
損益勘定留保資金	5,508	5,889	5,931	6,065	5,171	6,056	6,056
余剰資金	1,654	-2,206	5,816	9,335	8,860	5,102	9,623

年 度	R07	R08	R09	R10	R11	R12
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
料金収入	19,763	20,078	22,637	22,987	23,337	23,687
収益的収支＋資本的収支	2,246	1,735	1,993	2,621	3,211	3,792
損益勘定留保資金	6,155	6,253	6,352	6,450	6,549	6,647
余剰資金	8,401	7,988	8,345	9,071	9,760	10,439

■シミュレーション総括

当期純利益と余剰資金額の推移

①収益的収支

区分	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
条件	-3,736	-9,028	-740	799	1,743	-2,673	953

区分	R07	R08	R09	R10	R11	R12
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
条件	28	32	281	322	350	358

②余剰資金

区分	H30	R01	R02	R03	R04	R05	R06
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
条件	1,654	-2,206	5,816	9,335	8,860	5,102	9,623

区分	R07	R08	R09	R10	R11	R12
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
条件	8,401	7,988	8,345	9,071	9,760	10,439

ここでは、前述までのシミュレーションの要点を説明します。平成 30（2018）年度から令和 12 年（2030）年度までの当期純利益と収益的収支・資本的収支・損益勘定留保資金⁹を合算した余剰資金について推移をまとめました。

また、今後の更新計画に備え当年度純利益を積み立てて、他会計補助金や起債額を減少させていくことが当該事業の経営に必要と考えています。

次項にて年度毎の推移をグラフで表示しています。

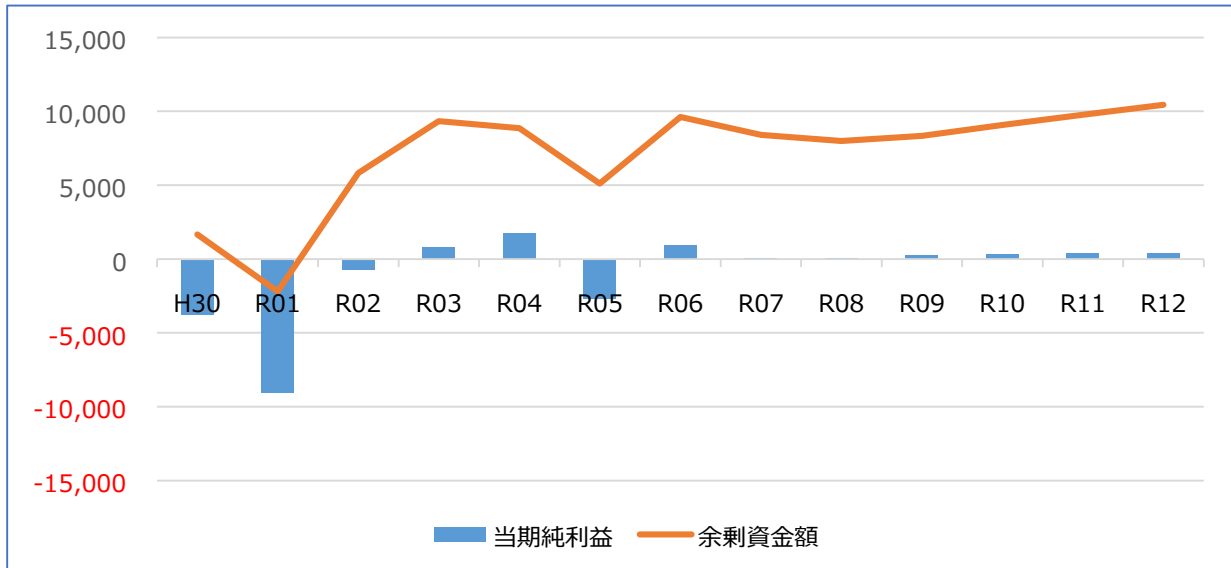
令和 8 年度より清掃料を各人槽で平準化することで、使用料全体が定額になります。このことについては、令和 6 年度に使用料の在り方について、東秩父村上下水道事業審議会に村長が諮問し、4 回の審議会を経て、答申を受けた内容から村として決定したものです。

これまで、清掃については、従量による料金を徴収していましたが、清掃料の明確化や一括払いの負担軽減対策として、採用しました。その後、令和 9 年度より個人宅、村管理公共施設、その他の 3 区分で料金改定を実施していきます。改定割合は、個人宅 10%、村管理公共施設 30%、その他 20%の値上げになります。この割合については、修繕頻度から設定したものです。

⁹ 損益勘定留保資金…当該年度収益的収支における現金の支出を必要としない費用、具体的には減価償却費、繰延勘定償却など（下記＜内訳費用品目＞参照）の計上により企業内部に留保される資金をいう。本戦略は「減価償却費」-「長期前受金戻入」で算出している。

■ 当期純利益と余剰資金額の推移

③ 推移表（単位:千円）



グラフの令和4年度で黒字になったのは、経常経費の一部を直営で実施したことによるが、令和5年度で赤字に転じたのは、他会計補助金を抑制したことが主な要因です。

令和6年度以降で赤字が解消される要因は、国が新たな補助制度を創設したことと、令和9年度以降で事業開始時の起債の支払利息が減少するためです。現在、当該事業では、浄化槽設置のための起債をしておらず、今後も通常の事業費の範囲内での設置により、新たな起債は計画していない状況です。

しかし、先述で更新計画にも触れているように令和17年度以降では、5年間で約3億円の更新試算があり、現段階から将来に向けた資金計画を行っていく必要があります。

したがって今回、使用料改定を踏まえ試算した「条件」について、改定後の決算状況を注視し、その後、さらなる使用料改定について検討する必要があります。使用料の改定については、5年程度で決算状況を確認しながら、使用料の適正性を東秩父村上下水道事業審議会により慎重に審議しながら進めていきます。

5 投資・財政計画（収支計画）の策定にあたっての説明

1 収支計画のうち投資についての説明

（ア）投資の目標に関する事項

新規設置は、過去実績に基づいた設置基数を想定しています。

(イ) 管渠の建設・更新に関する事項

事業開始時の浄化槽更新は、令和 17 年度以降の実施を想定しており、更新費用は取得時の 1.5 倍で試算しています。本戦略の計画期間では更新費用は発生していませんが、今後多額の費用が発生する見込みのため、更新を想定した資金繰りを検討していきます。

(ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項

広域化と最適化は現状予定しておりませんが、設置基数増加に伴う維持管理費の増加を見込み、維持管理業務の共同化を検討していきます。

(エ) 投資の平準化に関する事項

現状は実施しておりません。今後更新費用が発生した場合には、資金繰りを考え、平準化を検討していきます。

2 計画のうち財源についての説明

(ア) 財源の目標に関する事項

直近の事業費から算出した補助金額を想定し試算しています。更新事業に関しては、財源確保ため補助金や利率の低い事業債で対応する等、情報収集を行っていきます。

(イ) 使用料収入の見通し、使用料の見直しに関する事項

今後の更新費用を考え、前述のシミュレーションで示したように、引き続き使用料の改定の検討を行っていきます。

(ウ) 企業債に関する事項

建設改良費については、現在起債対応をしていないため、本計画では予定ありません。

(エ) 他会計補助金に関する事項

一般会計からの補助金は基準内の他、基準外も含めて算定しています。建設改良費については、現時点で損益勘定留保資金により賄っているため、今後の事業計画も慎重に行っていきます。

3 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

(ア) 民間の活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP・PFI など）

現段階では未検討ですが、将来的には職員の技術力の維持を考慮しつつ、委託業務の範囲拡大等について検討していきます。

(イ) 職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から、現在の職員数は変えずに、令和 2 年度は予算ベース、令和 3 年度以降は職員昇給等も考慮し 0.1% で算定していましたが、令和 6 年度より一般会計に移行しています。これは、人口 3 万人未満であるため、地方公営企業法について一部（財務）適用によることからです。

(ウ) 委託費に関する事項

当村の現在の状況を勘案し、その他の経費に関しては、令和元年度は決算書値、令和 2 年度は予算書値を反映させました。以降は維持管理を想定し、過去 5 年の平均値をベースに算出しています。

(エ) その他の経費

委託費と同様に、その他の経費に関しては、令和元年度は決算書値、令和 2 年度は予算書値を反映させました。以降は維持管理を想定し、過去 5 年の平均値をベースに算出しています。

4 投資財政計画に未反映の取組みや今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

(ア) 広域化・共同化・最適化に関する事項

現段階では未検討ですが、修繕費や維持管理費に関しては、共同化による経費節減も考えられるため情報収集に努めます。

(イ) 投資の平準化に関する事項

前述のとおり、今後は施設の更新費用が発生するため、平準化を検討していきます。

(ウ) 民間活力の活用に関する事項 (PPP・PFI など)

社会情勢の変化や地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められています。他地域では PFI を活用した事例として、処理施設の管理を委託しているケースなどがあります。今後は当村の実情を考慮し情報収集に努めます。

②今後の財源についての考え方・検討状況

(ア) 使用料の改定に関する事項

使用料の改定を令和 9 年 4 月より行いますが、前述の使用料シミュレーションを踏まえ、将来の事業継続のために、継続的な使用料改定の検討は必要であると考えています。

(イ) 資産活用による収入増加の取組について

当村には活用できる資産はありません。

(ウ) その他の取組み

今後の施設更新に当たっては、国の補助事業の活用や金利等の条件が有利な地方債を発行するなど、財源確保の方策を検討していきます。

③投資以外の経費についての考え方・検討状況

(ア) 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP・PFI など)

社会情勢の変化や地方公営企業を取り巻く厳しい経営環境のもとで、行政の効率化・活性化のため、民間のノウハウの活用が求められています。他地域では PFI を活用し処理施設の管理を委託している事例などがあります。今後は経費削減も含めて当村の実情を考慮し情報収集に努めます。

(イ) 職員給与費に関する事項

現在 2 名の職員が配置されていますが、これ以上の職員削減は困難な状況です。

(ウ) 動力費に関する事項

該当ありません。

(工) 薬品費に関する事項

該当ありません。

(才) 修繕費に関する事項

今後の修繕に関しては、大規模修繕に係る費用を抑えるためにも、定期的に点検するほか、必要に応じ修繕し、不具合が生じた場合には早急に対応します。

(カ) 委託費に関する事項

現在委託している業務については、今後も民間委託で行う予定です。また、委託費等の妥当性を検討し、事業費の削減に取り組めます。

(キ) その他の取組み

当該事業は、令和4年4月から地方公営企業法の財務規定を適用しました。損益計算の仕組や複式簿記を採用したことから、事業の経営状況や財政状態をより明確にし、経営基盤の強化を図っていきます。

余 白

**東秩父村
合併処理浄化槽設置管理事業
経営戦略**

令和3年3月発行

令和8年3月改定

〒355-0393

埼玉県秩父郡東秩父村大字御堂 634 番地

東秩父村建設課

Tel 0493-82-1222

Fax 0493-82-1562